

土地改良法の一部を改正する法律(平成30年法律第43号)

Q & A 集

平成30年10月

目 次

I 総論	1
1 今回の土地改良法改正の趣旨は何ですか。	
2 改正土地改良法はいつから施行されるのですか。	
II 准組合員制度	3
3 准組合員制度を創設する理由は何ですか。	
4 准組合員制度の導入は義務ですか。	
5 土地改良区が准組合員制度の導入を決定した場合、准組合員資格を有する者は強制的に准組合員となり、組合員の賦課金・夫役等を負担することとなるのですか。	
6 准組合員となることにより、どのような権利と義務が生じますか。	
7 准組合員になるには、どのような手続が必要ですか。	
III 資格交替手続	5
8 所有者から耕作者への資格交替について、農業委員会の承認を廃止して届出制にする理由は何ですか。	
9 耕作者から農業委員会への資格交替の申出については、どのような書面で届け出ればいいのですか。	
10 耕作者から所有者に資格交替を行う場合は、引き続き農業委員会の承認を必要とする理由は何ですか。	
11 農地中間管理機構を介した資格得喪通知の手続を簡素化する理由は何ですか。	
12 農地中間管理機構による資格得喪通知の簡素化に伴い、農地の出し手・受け手との組合員資格・賦課金の負担に係る意向確認に関しては、すべて機構が行うこととなるのですか。	
IV 理事資格要件	7
13 理事の5分の3を耕作者である組合員に限定する理由は何ですか。	
14 耕作者であるかどうかどのように確認すればいいのですか。	

- 15 いつまでに理事の5分の3を耕作者である組合員としなければならないのですか。
- 16 全ての土地改良区で理事の5分の3を耕作者である組合員としなければならないのですか。
- 17 理事の選出方法を変更する必要はありますか。
- 18 任期途中で、耕作者である理事が5分の3を下回った場合には、補欠選挙が必要ですか。

V 利水調整規程 10

- 19 利水調整規程を定めることとした理由は何ですか。
- 20 利水調整規程は、具体的にどのような事項を定めることとなるのですか。
- 21 既に利水に関する規程がある場合、既存規程を利水調整規程として取り扱うことは可能ですか。
- 22 小規模な水路のみの管理を行っている土地改良区についても、利水調整規程を定めなければならないのですか。
- 23 水利権協議と利水調整規程の関係は、どのようになるのですか。
- 24 耕作者からの意見を踏まえ、毎年度、配水計画を変更して作成する必要があるのですか。

VI 施設管理准組合員制度 12

- 25 施設管理准組合員制度を創設する理由は何ですか。
- 26 施設管理准組合員制度の導入は義務ですか。
- 27 施設管理准組合員となることができる団体は、どのような団体ですか。
- 28 施設管理准組合員となることにより、どのような権利と義務が生じますか。
- 29 施設管理准組合員になるには、どのような手続が必要ですか。

VII 総代会 14

- 30 総代会の設置要件を200人超から100人超に見直す理由は何ですか。
- 31 組合員数が100人超の土地改良区は、総代会を設置しなければならないのですか。
- 32 総代の定数を30人以上で定款で定める数とする理由は何ですか。
- 33 総代の定数は、組合員数にかかわらず30人以上に改正されましたが、総代の適正な定数はどのように考えればよいのでしょうか。
- 34 総代選挙について、選挙管理委員会による管理を廃止し、土地改良区による管理とする理由は何ですか。
- 35 選挙管理委員会による管理を廃止すると、選挙の公平性が担保されないのではないですか。
- 36 総代選挙はいつから変更されることとなりますか。
- 37 選挙管理委員会の管理による選挙で選任された総代が任期途中で辞めた場合の補欠選挙はどのように実施されるのですか。

- 38 総代会において解散や合併を決議する場合に、どのような手続が必要になりますか。
- 39 総代の書面又は代理人議決を可能とする理由は何ですか。
- 40 総代の書面・代理人議決を可能とすると、総代会の出席率の低下が懸念されるため、導入については土地改良区の判断によることも可能でしょうか。
- 41 総代の代理人は、どのような人がなれますか。総代と同じ選挙区の組合員とするなどの要件を設けるべきでしょうか。
- 42 電磁的方法による議決権行使とは、何ですか。また、本人であることの確認は、どのように行うのですか。

VIII 土地改良区連合 19

- 43 土地改良区連合の業務を拡充する理由は何ですか。
- 44 土地改良区連合と土地改良区合同事務所の違いは何ですか。
- 45 土地改良区連合で実施する業務は、どのようなものが想定されるのですか。
- 46 土地改良区連合を設立したり、既存の土地改良区連合の業務内容を変更する場合には、どのような手続が必要となるのですか。
- 47 土地改良区連合が所属土地改良区の賦課徴収事務を行う場合、土地改良区連合の理事長名で所属土地改良区の組合員に賦課令書を発出することは可能ですか。また、滞納処分についても可能ですか。

IX 決算関係書類 22

- 48 土地改良区に貸借対照表の作成を義務付ける理由は何ですか。
- 49 全ての土地改良区が貸借対照表を作成する必要があるのですか。
- 50 貸借対照表の作成は、職員がいないような小規模な土地改良区でも対応できるのでしょうか。
- 51 日々の会計事務は単式簿記で処理し、期末に貸借対照表を作成することは、認められますか。
- 52 決算関係書類の公表を土地改良区に義務付ける理由は何ですか。

X 員外監事 24

- 53 員外監事の選任を義務付ける理由は何ですか。
- 54 員外監事に選任する者はどのような条件を満たす必要がありますか。
- 55 員外監事はいつまでに選任する必要がありますか。
- 56 員外監事は全ての土地改良区で選任する必要がありますか。
- 57 公認会計士や税理士又は都道府県土連から指導を受ける場合、どのような契約を締結する必要がありますか。
- 58 員外監事に欠員が生じた場合には補欠選挙を行う必要がありますか。

I 総論

1 今回の土地改良法改正の趣旨は何ですか。

- ・ 土地改良区は、農業生産の基盤となる土地改良施設を適切に維持管理し、将来にわたって良好な営農環境を維持する役割を果たしています。
- ・ 今後、高齢化による離農や農地の利用集積の進展に伴い、土地持ち非農家の増加が見込まれる中で、土地改良区が施設の維持管理、更新等を的確に行っていくためには、耕作者の意見が適切に反映されるような事業運営を確立していくことが必要となります。
- ・ また、組合員数や職員数の減少により、土地改良区の業務執行体制が脆弱化する中で、適正な業務運営を確保しつつ、より一層の事務の効率化や改善を図る必要があります。
- ・ このため、土地改良法を改正し、次の措置を講ずることとしました。
 - ① 土地改良区は、貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格を有しないものを准組合員として加入させることができることとすること
 - ② 事業参加資格を所有者から耕作者へ交替する場合の農業委員会の承認制を届出制とするとともに、農地中間管理機構が農地の貸借を行う場合の組合員の資格得喪通知について、農地中間管理機構が単独で通知できることとすること
 - ③ 土地改良区の理事の定数の5分の3以上は原則として耕作者である組合員とすること
 - ④ 土地改良区は、総会の議決を経て、農業用水の利用の調整に関し利水調整規程を定めることとすること
 - ⑤ 土地改良区は、地域住民を構成員とする団体で土地改良施設の管理に関連する活動を行うものを施設管理准組合員として加入させることができることとすること
 - ⑥ 総代会の設置要件及び総代定数を見直すとともに、総代の選挙について選挙管理委員会の管理を廃止すること
 - ⑦ 2以上の土地改良区が、土地改良事業のほか、土地改良区の事務の一部を行うため、土地改良区連合を設立することができることとすること
 - ⑧ 土地改良区は、決算関係書類として、収支決算書等に加え、原則として貸借対照表を作成することとすること
 - ⑨ 土地改良区の監事のうち1人以上は原則として員外監事とすること

2 改正土地改良法はいつから施行されるのですか。

- ・ 改正土地改良法は、平成 30 年 6 月 8 日に公布され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されます。
- ・ また、理事及び監事の選任に関する措置については 4 年間の移行期間が、貸借対照表の作成については 3 年間の移行期間が、それぞれ設けられています。
- ・ 改正土地改良法の施行に伴う定款の変更や諸規程の整備については、平成 31 年度の総会で議決が得られるよう、各土地改良区において計画的に準備を進めていく必要があります。
- ・ ただし、平成 31 年度に総代選挙を予定している土地改良区においては、土地改良区の管理により総代選挙を行うこととなる場合、選挙前の総会で定款の変更について議決を得る必要があります。

Ⅱ 准組合員制度

3 准組合員制度を創設する理由は何ですか。

- ・ 土地改良区の組合員資格については、事業参加資格者が組合員となる強制加入制となっているため、貸借地についても耕作者又は所有者のいずれか1人が組合員となることとされています。
- ・ 将来にわたって良好な営農環境を確保していくためには、耕作者の意見を適切に反映しつつ、土地改良施設の維持管理・更新を適切に行っていくことが必要です。
- ・ 一方で、所有者から耕作者への組合員の資格交替をした場合、耕作者はこれまで所有者が負っていた賦課金や夫役を負担することとなるため、現行の組合員資格以外に土地改良区の運営に参画する途を拓くことが有効な場合もあります。
- ・ このため、①現在は組合員ではない耕作者が、まずは准組合員として土地改良区の運営に参画するとともに、②所有者から耕作者に資格交替をする際、所有者が准組合員として、引き続き土地改良区の運営に参画することができるようにしました。

4 准組合員制度の導入は義務ですか。

- ・ 准組合員制度の導入は、義務ではありません。
- ・ 土地改良区の地区内における自作地と貸借地の割合や、貸借地の組合員資格について耕作者と所有者の割合は、地域によって様々です。各地域ごとに、今後の農地の利用集積の見通しや耕作者の状況などを踏まえ、将来の土地改良区への参画のあり方について関係者で十分に議論していくことが求められます。

5 土地改良区が准組合員制度の導入を決定した場合、准組合員資格を有する者は強制的に准組合員となり、組合員の賦課金・夫役等を負担することとなるのですか。

- ・ 准組合員資格は、任意の組合員資格であり、土地改良区が准組合員制度を導入した場合においても、准組合員資格を有する者が加入申込みを行わない限り、強制的に准組合員となることはありません。
- ・ 准組合員が組合員との間で賦課金・夫役等の分担について合意した場合は、准組合員が組合員の同意を得たうえで土地改良区に申し出ることとなります。

6 准組合員となることにより、どのような権利と義務が生じますか。

- ・ 組合員は、総会の議決権、役員及び総代の選挙権を有するとともに、賦課金・夫役等の履行義務を負っています。
- ・ 准組合員は、議決権や選挙権は付与されませんが、総会又は総代会に出席して意見を述べる権利を有するとともに、組合員との間で賦課金等を分担している場合、当該賦課金等に対する履行義務を負うこととなります。

7 准組合員になるには、どのような手続が必要ですか。

- ・ 准組合員となる資格を有する者は、土地改良区の定款で定める手続に従い、加入申込書を土地改良区に提出します。なお、組合員との間で賦課を分担する場合には、組合員の同意を得て、分担の方法についても土地改良区に申し出る必要があります。
- ・ 土地改良区が加入を承諾したときは、書面で申込者に通知するとともに、組合員名簿に必要事項を記載することとなります。

Ⅲ 資格交替手続

8 所有者から耕作者への資格交替について、農業委員会の承認を廃止して届出制にする理由は何ですか。

- ・ 貸借地の事業参加資格者は、原則として耕作者とされていますが、農業委員会の承認を受けた場合には所有者が事業参加資格者となることができます。
- ・ 現行制度においては、所有者から耕作者へ資格交替をする場合にも、農業委員会の承認が必要とされてきましたが、法律上の原則に戻す手続であることから、農業委員会の承認手続に係る事務負担が円滑な資格交替の妨げとなることがないよう、届出制に変更することとしました。

9 耕作者から農業委員会への資格交替の申出については、どのような書面で届け出ればいいのですか。

- ・ 所有者から耕作者へ資格交替しようとする場合には、耕作者が、当該農用地の所有者が資格交替の申出に同意する旨を記載した申出書を農業委員会に提出する必要があります。

10 耕作者から所有者に資格交替を行う場合は、引き続き農業委員会の承認を必要とする理由は何ですか。

- ・ 貸借地の事業参加資格者は、原則として耕作者とされていますが、農業委員会の承認を受けた場合には所有者が事業参加資格者となることができます。
- ・ この原則は、事業開始時に限らず、事業開始後の資格交替時にも当てはまることから、耕作者から所有者への資格交替については、引き続き農業委員会の承認が必要となります。

11 農地中間管理機構を介した資格得喪通知の手続を簡素化する理由は何ですか。

- ・ 組合員資格の得喪通知は、当事者間の意思が真正なものであることを担保するため、取得者及び喪失者の連署をもって行うこととされています。
- ・ 農地中間管理機構を介した農地の貸借については、所有者と機構、機構と耕作者との間でそれぞれ貸借関係が生ずることとなるため、耕作者が組合員資格を取得する場合には、二重に資格得喪通知を行う必要があり、円滑な資格交替の妨げとなるおそれがあります。
- ・ このため、都道府県知事の指定を受けた公的機関である機構が当事者の意思を確認の上、単独で組合員の資格得喪通知を行うことができることとしました。

12 農地中間管理機構による資格得喪通知の簡素化に伴い、農地の出し手・受け手との組合員資格・賦課金の負担に係る意向確認に関しては、すべて機構が行うこととなるのですか。

- ・ 今後、農地中間管理機構を介した賃借権設定農地の増加が見込まれることから、出し手、受け手との賃貸借条件等の確認・調整に関連して、組合員資格や賦課金の負担に係る意向確認を円滑に行う必要性が高まっています。
- ・ 一方で、組合員資格の得喪は土地改良区の問題であり、機構の事務が円滑に行えるよう、組合員資格や賦課金負担に関する情報提供や、出し手の賦課金の納入状況（滞納賦課金の有無等）等の共有化など、土地改良区も機構と連携して取り組む必要があります。

IV 理事資格要件

13 理事の5分の3を耕作者である組合員に限定する理由は何ですか。

- ・ 現行制度では、土地改良区の理事は5人以上、うち5分の3は組合員から選任することとされています。
- ・ 組合員の中には土地持ち非農家も含まれるため、非農家が増え過半を占めた場合には、土地改良区の業務執行に当たり、耕作者の意向が適切に反映されなくなるおそれがあります。
- ・ このため、土地改良区の業務執行に当たり、理事の5分の3以上を「耕作者である組合員」から選任することとしました。

14 耕作者であるかどうかどのように確認すればいいのですか。

- ・ 土地改良区の地区内の農地が自作地の場合は、所有者が耕作者となります。他人に農作業委託をしている場合も、経営権は所有者に留保されるため、所有者が耕作者になります。
- ・ 一方、他人に使用収益権が設定されている農地の場合は、使用収益権を有する者が耕作者となります。
- ・ 具体的には、理事の候補者から耕作者であることの申出書等の提出を求め、必要に応じて土地改良区が農業委員会の農地台帳の記録で確認することになります。

15 いつまでに理事の5分の3を耕作者である組合員としなければならないのですか。

- ・ 理事の5分の3を耕作者である組合員とすることについては、平成35年4月1日以降に招集される通常総会の終了時までには要件を満たす必要があります。
- ・ 例えば、平成31事業年度の通常総会で任期4年の理事を選任する場合には、平成35事業年度の通常総会で改選となるため、理事の5分の3を耕作者である組合員から選任する必要はありません。
- ・ 一方、平成32事業年度の通常総会で選任する場合は、平成36事業年度の通常総会で改選になるため、理事の5分の3を耕作者である組合員から選任する必要があります。

16 全ての土地改良区で理事の5分の3を耕作者である組合員としなければならないのですか。

- ・ 土地改良区の地区内における耕作者である組合員の数が、理事定数の3倍に満たないとき（例えば、理事定数10名に対して、耕作者である組合員が30名に満たないときなど）は、理事の5分の3をこれらの者から選任する必要はありません。
- ・ また、土地改良施設の管理を行っていない土地改良区は、用排水の調整も必要ないため理事の5分の3を耕作者である組合員とする必要はありません。
- ・ 更に、他人に農地を貸し付け、所有者として組合員になっている場合であっても、
 - ① 耕作者である法人の役員又は使用人であるとき
 - ② 耕作者の営む農業に従事する家族であるときは、「耕作者に準ずる者」として、これらの理事を耕作者理事に加えて算定することが可能です。

17 理事の選出方法を変更する必要がありますか。

- ・ 現状において、理事の5分の3を耕作者である組合員とする要件を満たしており、従来の選挙や選任の方法で引き続きこの要件を満たすことが見込まれる場合であれば、選出方法を変更する必要はありません。
- ・ 理事定数のうち、耕作者である理事の定数管理を行わないと要件を満たさなくなるおそれがある場合には、定款において耕作者である理事の定数を定める必要があります。

18 任期途中で、耕作者である理事が5分の3を下回った場合には、補欠選挙が必要ですか。

- ・ 耕作者である理事が離農して他人に農地を貸し付けることとなり、耕作者である組合員の理事の数が理事の5分の3を下回ることで場合には、補欠選挙又は補欠選任を行う必要があります。
- ・ この場合、理事の欠員数が理事の定数の3分の1未満であるとき又は欠員が生じた時が理事の任期満了前3ヶ月以内であるときは、次の総会（総代会）まで補欠選挙又は補欠選任を行わないこととすることができます。

V 利水調整規程

19 利水調整規程を定めることとした理由は何ですか。

- ・ 土地改良法の制定当時は、土地改良区の地区内の耕作者は経営規模がほぼ均一で、農作業は同時期に実施されるなど、耕作者間で水需要に大きな違いがなかったことから、農業用水の配分は、耕作者に均等に行うことが基本とされてきました。
- ・ しかしながら、近年、経営規模の拡大に伴い、耕作者の水需要が多様化している状況にあり、また、自作地から遠く離れた農地に出作する事例も増加しています。
- ・ 土地改良区における農業用水の利用の調整方法については、これまで明文化された規程がなく慣例的に行われてきた場合が多いことから、水需要の実態に応じた農業用水の適切な配分が行われるよう、新たに利水調整規程を定めることとしました。

20 利水調整規程は、具体的にどのような事項を定めることとなるのですか。

- ・ 利水調整規程は、土地改良区における農業用水の利用の調整方法として、円滑・公正な利水方針や毎年の用水配分の決定方法（プロセス）等を定めることとなります。
- ・ 具体的には、各土地改良区の用水管理の実態に応じた内容とする必要がありますが、①農業用水の供給を適正に行うこと、②利水調整がいつ、誰によってどのようなプロセスで行われるのか、③耕作者の利水に関する意向把握及び配水計画を定めた際の周知をどのように行うかについては必須の項目となります。

21 既に利水に関する規程がある場合、既存規程を利水調整規程として取り扱うことは可能ですか。

- ・ 既に利水の調整に関する規程がある場合には、円滑・公平な利水方針や毎年の用水配分の決定方法等、利水調整規程の要件を満たすように修正を加えて、利水調整規程として総会の議決を経ることが可能です。

22 小規模な水路のみの管理を行っている土地改良区についても、利水調整規程を定めなければならないのですか。

- ・ 小規模な水路であっても、今後、農地集積に伴う耕作者の異動に対応していくためには、利水調整規程を作成し、農業用水の利用の調整方法を明文化しておく必要があります。

23 水利権協議と利水調整規程の関係は、どのようになるのですか。

- ・ 利水調整規程は、水利権の範囲内で、耕作者の水需要に適切に対応できるよう、土地改良区における農業用水の利用の調整方法を定めるものです。
- ・ 一方、水利権協議は、地域の営農状況の変化などにより現行の水利権を変更する必要が生じた場合に、水利権の許可を受けている者が河川法に基づき河川管理者と協議するものです。
- ・ したがって、利水調整規程を策定することで水利権協議が必要になるものではありませんが、土地改良区において利水調整規程に基づき農業用水の配分調整を行う中で、水利権を変更する必要が生じた場合には水利権協議を行うこととなります。

24 耕作者からの意見を踏まえ、毎年度、配水計画を変更して作成する必要があるのですか。

- ・ 利水調整規程例においては、毎年度における耕作者の意向を踏まえ、配水計画を定める方法を規定していますが、水需要の変化が小さく耕作者の意向に変化がないと判断される場合には、配水計画の内容は前年同様となります。
- ・ なお、耕作者が前年と同一とは限らないため、配水計画に変更がない場合においても、毎年耕作者に対して周知することが必要です。

VI 施設管理准組合員制度

25 施設管理准組合員制度を創設する理由は何ですか。

- ・ 農業用水を安定的に供給するためには、土地改良区が土地改良施設の維持管理・更新を適正に行っていく必要がありますが、今後、組合員数の減少が見込まれる中で、組合員の夫役を活用している土地改良区においては、土地改良施設の維持管理等に支障が生じるおそれがあります。
- ・ 一方、土地改良区の地区内では、地域の活動組織が農地周りの水路等の施設の維持管理に取り組んでいる事例が全国各地で見られることから、このような地域の活動組織との関係を深めていくことが効果的です。
- ・ このため、地域の活動組織が施設管理准組合員として土地改良区に参画し、土地改良区の管理する施設の草刈りや泥上げ等について協力を求めることができることとしました。

26 施設管理准組合員制度の導入は義務ですか。

- ・ 施設管理准組合員制度の導入は、義務ではありません。
- ・ 各地域において、土地改良施設の維持管理の状況や活動組織の活動状況を踏まえ、将来の施設の維持管理や土地改良区への参画のあり方について、関係者で十分に議論していくことが求められます。

27 施設管理准組合員となることができる団体は、どのような団体ですか。

- ・ 土地改良区の地域内で土地改良施設の管理に関連する活動を行っている、又は行う予定のある団体です。多面的機能支払の活動組織のほか、町内会、PTA等の法人格を有しない団体も対象となりますが、規約等において、これらの活動を行うことが確認できる必要があります。

28 施設管理准組合員となることにより、どのような権利と義務が生じますか。

- ・ 施設管理准組合員は、組合員のように議決権や選挙権は付与されませんが、准組合員と同様に総会又は総代会に出席して意見を述べる権利を有することになります。
- ・ また、土地改良区から土地改良施設の管理への協力を求められた場合に、これに応じる義務を負うこととなります。

29 施設管理准組合員になるには、どのような手続が必要ですか。

- ・ 施設管理准組合員となる資格を有する団体は、土地改良区の定款で定める手続に従い、加入申込書を土地改良区に提出します。
- ・ 土地改良区が加入を承諾したときは、書面で申込者に通知するとともに、組合員名簿に必要事項を記載することになります。

Ⅶ 総代会

30 総代会の設置要件を 200 人超から 100 人超に見直す理由は何ですか。

- ・ 現行制度では、組合員数が 200 人超の土地改良区では総代会の設置が可能ですが、今後、組合員数の減少が見込まれる中で、総代会を活用して、土地改良区の組織決定を機動的に行えるようにする必要があります。
- ・ このため、組合員数が 100 人超の土地改良区で総代会を設置することができることとしました。

31 組合員数が 100 人超の土地改良区は、総代会を設置しなければならないのですか。

- ・ 総代会の設置は義務ではありません。各土地改良区の実情に応じて選択することが可能です。

32 総代の定数を 30 人以上で定款で定める数とする理由は何ですか。

- ・ 現行制度では、総代の定数について、組合員数に応じて、30 人、40 人、60 人、80 人以上とすることが定められています。
- ・ 近年、高齢化による離農や耕作者への農地の利用集積の進展により、組合員数が減少するとともに、組合員の経営規模にも格差が生じており、組合員数のみを基準に総代定数を設定することは、必ずしも地域の農業者の意見を代表しているとはいえない状況となっています。
- ・ このため、総代定数については、必要最低限の人数（30 人以上）を確保した上で、地域の実情に応じて土地改良区が定めることができることとしました。

33 総代の定数は、組合員数にかかわらず 30 人以上に改正されましたが、総代の適正な定数はどのように考えればよいのでしょうか。

- ・ 総代定数については、組合員数や地区面積、貸借地の組合員資格について耕作者と所有者の割合など、地域の実情に応じて各土地改良区で十分に議論して下さい。

34 総代選挙について、選挙管理委員会による管理を廃止し、土地改良区による管理とする理由は何ですか。

- ・ 現行制度では、土地改良区の総代は、選挙管理委員会の管理の下で選挙を行うこととされてきたところですが、現状では、殆どの土地改良区で総代選挙は無投票となっている一方で、選挙人名簿の作成等に係る選挙費用や事務手続が負担となっています。
- ・ また、土地改良区の役員については、既に土地改良区の管理により選任されていることから、総代の選挙についても、選挙管理委員会による管理を廃止し、土地改良区の管理に委ねることとしました。

35 選挙管理委員会による管理を廃止すると、選挙の公平性が担保されないのではないですか。

- ・ これまで、土地改良区の総代の選挙については、選挙管理委員会の管理の下、直接・平等・秘密の原則に基づいて実施されてきました。
- ・ 今後は、土地改良区の役員の選挙に関する規定に準拠することになりますので、引き続きこれらの原則に基づいて総代の選挙を実施していくことになります。
- ・ 仮に、総代の選挙において不正が疑われる場合には、都道府県知事に対して選挙の取消請求を行うことも可能となります。

36 総代選挙はいつから変更されることとなりますか。

- ・ 総代選挙の見直しは、平成 31 年 4 月 1 日以後に実施される総代選挙から適用されます。
- ・ ただし、平成 31 年 4 月 1 日の時点で、総代の任期満了 60 日前までに行うべき選挙管理委員会への通知を行っている場合には、選挙の手続が開始されていることから、従来どおり選挙管理委員会の管理の下で総代選挙を実施することとなります。
- ・ また、選挙管理委員会の管理の下に実施した選挙で選任された総代の解職請求についても、従来どおり選挙管理委員会に請求することとなります。

37 選挙管理委員会の管理による選挙で選任された総代が任期途中で辞めた場合の補欠選挙はどのように実施されるのですか。

- ・ 選挙管理委員会の管理の下に実施された選挙で選任された総代に対する補欠選挙等の選挙に関する事務については、引き続き選挙管理委員会が行うこととなります。

38 総代会において解散や合併を決議する場合に、どのような手続が必要になりますか。

- ・ 土地改良区の解散や合併は、組織の根幹に関わる事項であるため、総代会において解散又は合併の議決を行った場合には、理事は、総代会の日から 5 日以内に、組合員に当該議決の内容を通知する必要があります。
- ・ なお、総代会の議決が組合員の総意を反映していない場合には、組合員は、総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得て、総会の招集を請求することができることとなります。

39 総代の書面又は代理人議決を可能とする理由は何ですか。

- ・ 総代は、地区の組合員の代表として総代会に出席し、議決に参加することが重要です。
- ・ しかしながら、病気や事故など予期しない事態の発生等により、総代会に出席することができない事態も発生しているところです。
- ・ このような事態が生じた場合にも地区の意見を述べることができるよう、総代は書面又は代理人によって議決権を行使することができることとしました。

40 総代の書面・代理人議決を可能とすると、総代会の出席率の低下が懸念されるため、導入については土地改良区の判断によることも可能でしょうか。

- ・ 総代の書面・代理人議決は、やむを得ず総代が総代会に出席できない場合にも、地区の意見を総代会の議決に反映させる上で有効な方法です。
- ・ 一方で、書面・代理人議決が常態化すれば、総代会の議論が形骸化するおそれもあります。
- ・ 総代の書面・代理人議決の行使が適正に行えるよう、総代会の議決により、その行使の全部又は一部に制限をかけることも可能です。

41 総代の代理人は、どのような人がなれますか。総代と同じ選挙区の組合員とするなどの要件を設けるべきでしょうか。

- ・ 総代の代理人は、組合員であることが必要です。
- ・ また、代理人が代理することができる総代は1人に限られますので、議決権の行使に当たっては、あらかじめ示された議案に対し、どのように議決権を行使するか総代と十分に協議しておくことが必要です。

42 電磁的方法による議決権行使とは、何ですか。また、本人であることの確認は、どのように行うのですか。

- ・ 電磁的方法による議決権行使とは、書面による議決権の行使に代えて、議案に対する賛否を、電子メールや、磁気ディスク、CD-ROM 等に記録して土地改良区に提出するものです。
- ・ 電磁的方法による議決権の行使を導入する場合には、例えば、事前に登録されたメールアドレスからの送信に限定するなど、本人であることの確認方法を定めておく必要があります。

Ⅷ 土地改良区連合

43 土地改良区連合の業務を拡充する理由は何ですか。

- ・ 土地改良区連合は、複数の土地改良区が事業の一部を共同して行うことにより、その事業の効率的な実施を図ることを目的に設立する組織です。
- ・ 現行制度では、連合が行うことができる事業は、各土地改良区に共通する土地改良事業に限られ、各土地改良区に固有の事業を実施することはできないものとされてきました。
- ・ 近年、小規模な土地改良区においては、土地改良施設等の点検・見回り、賦課金徴収や会計事務を単独で実施することが困難になってきている場合もあることから、各土地改良区に共通する土地改良事業だけでなく、「土地改良区の事業の一部」であれば、連合で実施することができることとしました。

44 土地改良区連合と土地改良区合同事務所の違いは何ですか。

- ・ 土地改良区合同事務所は、関係土地改良区の契約に基づく合議体であり、法人格を有しない組織であるため、権限や責任の所在が曖昧であるほか、その意思決定は引き続き関係土地改良区が行う必要があります。
- ・ 一方、土地改良区連合は、合同事務所に比べて設立手続の手間はあるものの、総会が設置され、役員により業務執行がなされる法人であることから、権限と責任の明確化を図ることができます。また、都道府県知事が直接指導監督を行うことも可能となります。

45 土地改良区連合で実施する業務は、どのようなものが想定されるのですか。

- ・ 新たに土地改良区連合を設立して実施する業務としては、
 - ① 所属土地改良区の土地改良事業に係る事務
 - ② 所属土地改良区の土地改良事業に附帯する事業
 - ③ 所属土地改良区に固有の土地改良事業が考えられます。

- ・ 具体的には、
 - ① 事務局（職員）のない土地改良区において、連合で事務局体制を整備（職員を雇用する等）し、連合が所属土地改良区の事務を行うこと
 - ② 土地改良区が共同で設置する小水力発電施設について、連合が管理すること
 - ③ 土地改良区の単独管理施設について、連合が管理することが可能となります。

46 土地改良区連合を設立したり、既存の土地改良区連合の業務内容を変更する場合には、どのような手続が必要となるのですか。

- ・ 土地改良区連合を設立する場合は、まず、連合を設立しようとする各土地改良区において、総会で、連合を組織すべき旨の議決を行うとともに、連合設立の任に当たる代表者を組合員の中から選任します。

- ・ 各土地改良区から選任された代表者が、連合の定款、事業の実施に関する計画その他必要な事項を定め、各土地改良区の総会の議決を経て、都道府県知事に設立認可の申請を行うこととなります。

- ・ また、既存の連合が、業務内容を変更して、所属土地改良区の事業又は事務を行う場合には、連合の総会の議決を経て、定款、事業の実施に関する計画その他必要な事項を変更し、都道府県知事の認可を受けることとなります。

- ・ 既存の連合が、所属土地改良区以外の土地改良区の事業又は事務を行う場合には、新たに連合を設立する場合と同様に、関係土地改良区が協議して、所属土地改良区の増減を踏まえて連合の定款等を定め、各土地改良区の総会の議決を経て、都道府県知事の認可を受けることとなります。

47 土地改良区連合が所属土地改良区の賦課徴収事務を行う場合、土地改良区連合の理事長名で所属土地改良区の組合員に賦課令書を発出することは可能ですか。また、滞納処分についても可能ですか。

- ・ 土地改良区連合が賦課金の徴収事務を行う場合、賦課額及び徴収方法は各所属土地改良区の総会で議決することとなりますが、連合で徴収する旨議決することで、連合の名義で賦課令書を発出することが可能です。
- ・ また、連合の名義で賦課令書を発出した場合には、当該賦課金を滞納する者に対して、連合が督促を行い、滞納処分を行うこととなります。

Ⅸ 決算関係書類

48 土地改良区に貸借対照表の作成を義務付ける理由は何ですか。

- ・ 農業用排水施設等の老朽化が進展する中で、将来にわたって施設の利用を継続していくためには、施設の維持管理・更新を計画的に進めていく必要があります。
- ・ 貸借対照表は、施設の資産評価を行うことにより、将来の施設更新に必要な費用の額やそれに備えるための資産の状況を明らかにするものであり、将来の更新費用について計画的な積立てを行い、将来世代との間で費用の分担を図ることが可能となります。

49 全ての土地改良区が貸借対照表を作成する必要があるのですか。

- ・ 土地改良施設の管理を行っていない土地改良区は、将来の施設更新に備える必要がないため、貸借対照表を作成する必要はありません。
- ・ また、土地改良区が管理する土地改良施設が、
 - ① 土水路、未舗装道路のように土地とみなされる施設
 - ② 造成費用が少額の施設
 - ③ 造成時期や工法が判明しない歴史的な施設
 - ④ 土地改良区以外の者が将来の更新費用を負担することが決められた施設のみである場合にも、これらの施設については資産評価を行う必要がなく、貸借対照表を作成する必要もありません。

50 貸借対照表の作成は、職員がいないような小規模な土地改良区でも対応できるのでしょうか。

- ・ 土地改良施設の現在価値や将来の更新に必要な費用の額を明らかにすることは、地域における将来の担い手の育成・確保を図るためにも極めて重要な取組です。
- ・ 貸借対照表については、既存の土地改良区について3年間の移行期間が設けられ、平成34事業年度の決算関係書類から作成が必要となりますので、国としても地方公共団体や土地改良事業団体連合会と連携し、貸借対照表の作成に関する指導・研修など必要な支援を行っていく考えです。

51 日々の会計事務は単式簿記で処理し、期末に貸借対照表を作成することは、認められますか。

- ・ 複式簿記会計においては、日々の取引ごとに仕訳処理を行うことを基本としていますが、対応が困難な場合には一定期間ごと、又は期末に一括して仕訳処理を行い、貸借対照表を作成することも可能です。

52 決算関係書類の公表を土地改良区に義務付ける理由は何ですか。

- ・ 土地改良区は、法律により高い公共性を付与された団体であり、税制上の特別の地位も認められていることから、土地改良区の会計について透明性の向上を図り社会的な説明責任を果たしていく必要があり、平成 30 事業年度の決算関係書類から公表することとしました。
- ・ 決算関係書類の公表方法については、インターネットによる公表のほか、従来の組合員に対する公表と同様に事務所に備え置いて閲覧に供する方法も可能です。

X 員外監事

53 員外監事の選任を義務付ける理由は何ですか。

- ・ 現行制度では、土地改良区の監事のうち、少なくとも2分の1は組合員とする必要があり、監事の約98%は組合員から選任されている現状にあります。
- ・ 近年、土地改良区においても不祥事が発生し、多額の被害を受ける事案が発生しており、土地改良区の監査機能を強化する必要があります。
- ・ このため、土地改良区の組合員や業務執行にあたる役職員でない者を監事に加えることで、第三者の立場から監査を行うこととしました。

54 員外監事に選任する者はどのような条件を満たす必要がありますか。

- ・ 員外監事は、次の要件の全てを満たす者であることが必要です。
 - ① 組合員（准組合員及び施設管理准組合員を含む。）でないこと
 - ② 5年以内に理事又は職員でなかったこと
 - ③ 理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族でないこと

55 員外監事はいつまでに選任する必要がありますか。

- ・ 員外監事は、平成35年4月1日以降に招集される通常総会の終了時まで選任する必要があります。
- ・ 例えば、平成31事業年度の通常総会で任期4年の監事を選任する場合には、平成35事業年度の通常総会で改選となるため、員外監事を選任する必要はありません。
- ・ 一方、平成32事業年度の通常総会で選任する場合は、平成36事業年度の通常総会で改選になるため、員外監事を選任する必要があります。

56 員外監事は全ての土地改良区で選任する必要がありますか。

- ・ 土地改良区の監事による監査とは別に、監査や会計に関する知見を有する第三者との間で契約を締結し、日常の会計処理に関して指導を受けている場合には、員外監事を選任する必要はありません。
- ・ 具体的には、公認会計士（監査法人）、税理士（税理士法人）、会計指導の業務を行う都道府県土連が該当します。
- ・ また、会計事務を共同で実施するために土地改良区連合を設立する場合には、土地改良区連合で員外監事を選任することとなるため、所属土地改良区では、員外監事を選任する必要はありません。
- ・ ただし、監事の任期中にこれらの条件を満たさなくなった場合には、速やかに員外監事を選任が必要となります。

57 公認会計士や税理士又は都道府県土連から指導を受ける場合、どのような契約を締結する必要がありますか。

- ・ 公認会計士との間では監査業務契約又は顧問契約を、税理士との間では顧問契約を締結することとなります。顧問契約に係る契約書においては、契約期間が一年以上で、会計処理に関する相談や指導を受けることが明記されていることが必要です。
- ・ また、都道府県土連については、全土連が作成する「会計指導員が行う土地改良区の監査の手引き」に即して会計指導の業務を行うこととなりますので、この手引書に沿った契約を締結することになります。

58 員外監事に欠員が生じた場合には補欠選挙を行う必要がありますか。

- ・ 員外監事が任期中に辞任し、員外監事が不在となった場合には、第三者による監査が行われないこととなることから、速やかに、補欠選挙を行う必要があります。